

## 「和歌山県パートナーシップ宣誓制度（案）」に関して寄せられた意見及び県の考え方について

- ◆意見募集期間：令和5年9月1日（金）～9月30日（土）
- ◆意見募集方法：郵便、持参、ファックス、電子メール
- ◆意見提出者数：24者
- ◆意見数：57件
- ◆本案に関連のない意見数：8件

番号	項目		ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
1	1	制度の趣旨・目的	目的についてですが、現状和歌山県内においてパートナーシップ制度がない事が理由で起きている問題はこういったものがあり、数はどれほどあるのでしょうか。実際の事例や数などをあげていただかないとこの制度を作る意義に理解を示すことができません。問題が現状あるならば、それに対応するために特化して目的を絞った制定をすべきであり、このように範囲が広いかたちで制定すべきではないと考えます。	本骨子案の作成にあたっては、同様の制度を導入している自治体の事例や当事者のご意見を参考にしました。 具体的には、医療機関において、同居しているパートナーが入院した際に面会ができなかった事や、周囲の無理解による差別・偏見に苦しんでいるという当事者の声を多く伺いました。また、パートナーシップ宣誓制度の導入を求める声も多くいただきました。本制度の運用・周知を通じて、県民の理解を推進してまいりたいと考えています。
2	1	制度の趣旨・目的	骨子案の 1.制度の趣旨・目的には「性の多様性に関する法律制定等社会情勢に鑑み」となっていますが、「性の多様性」という言葉はどの法律にもないはずで、地方自治体は様々な制度を設けることはできますが、国の定める法律の範囲でとされています。この文言は使うべきではありません。「性の多様性」という文言を使用することで、現在国内、特に県内において、社会生活では男性と女性の区分が守られていて安全安心な社会が維持されており、男女の区分は社会生活上合理的に機能している現状が混乱する恐れがあります。	要綱については、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する法律」の用例を踏まえ、作成いたします。 県では県民の皆様の理解を推進することを通じ、すべての人が性別や性的指向等に関係なく尊重され、誰もが多様な生き方を認め合うことができる社会を実現することが重要と考えています。
3	2	定義	「1 制度の趣旨・目的」では、「すべての人が性別や性的指向等に関係なく尊重され」とされているにも関わらず「2 定義」においては、「一方又は双方が性的少数者」と対象を限定しているのに矛盾を感じます。 パートナーシップ制度導入には賛成ですが、事実婚カップルを排除した形での限定的な導入には反対です。これでは、性的少数者だけ特別扱いと捉えられても仕方ありませんし、排除からは何も生まれません。橋本市の制度が理想的と考えます。	本制度は、法的に婚姻が認められていない同性カップルのほか、戸籍上の男女であっても、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じ、婚姻していない（できない）カップル等の生活上の不便の軽減など、当事者の暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的としています。 現状において、当該カップルに対する行政サービス等の提供状況が、事実婚関係にあるカップルに比べても、より限定されていることを踏まえて、本制度を実施することが必要であると考えております。

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
4	2 定義	<p>性的少数者の定義における、性的指向に関する定義についてです。「異性のみではない」という内容はヘテロセクシュアルの人は利用できない（ホモセクシュアル・バイセクシュアル・パンセクシュアルの人は利用できる）と捉えています。</p> <p>性的指向には規定されているように、恋愛感情と性的欲求の感情がありますが、恋愛感情と性的欲求の有無によるセクシュアリティがありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセクシュアル</li> <li>・ノンセクシュアル</li> <li>・アロマンティックアセクシュアル</li> <li>・デミセクシュアル</li> </ul> <p>現在規定されている内容では、恋愛感情と性的欲求の有無で定義に入らないのでは、と捉えることもできると考えています。県としてどのようにお考えか、教えてください。（県民向けに説明・広報してください。）</p>	<p>本制度は、「互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」二者のうち、婚姻していない（できない）カップル等を対象としていますので、戸籍上の男女であっても、一方又は双方が要綱上で定義する性的少数者に該当すれば、制度の対象となります。</p> <p>自身の性的指向又は性自認により、法的に婚姻できない方については、制度対象と考えています。</p> <p>制度導入にあたっては、制度の詳細を説明した「利用の手引き」を作成し、広報・啓発を行ってまいります。</p>
5	2 定義	<p>性的少数者の定義における、性自認に関する定義についてです。性自認について、「出生時に届けられた性と異なる者」と記載しているので、MtFやFtMの方を想定されていると考えています。MtXやFtXを含めたXジェンダーやノンバイナリージェンダーの方が対象として想定されていない捉え方ができると考えています。性自認についてバイナリー（ジェンダーバイナリー）で男性／女性だけで考えること、区別することに違和感がある、Xジェンダーやノンバイナリージェンダーの人たちにとって、性的指向の対象を異性／同性で捉えない、捉えられない人もいます。</p> <p>今のままの定義だと、今回のパートナーシップ制度の利用ができないと判断せざるを得ない場合があると考えています。（例：Xジェンダーやノンバイナリージェンダーでデミセクシュアルの方）</p> <p>「出生時に届けられた性と異なる者」だけに限らない、ノンバイナリージェンダーの人も対象となる制度だと分かる記載方法を検討してください。</p>	<p>本制度は、「互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」二者のうち、婚姻していない（できない）カップル等を対象としていますので、戸籍上の男女であっても、一方又は双方が要綱上で定義する性的少数者に該当すれば、制度の対象となります。</p> <p>（例）一方の性自認がXジェンダーである者の場合</p> <p>自身の性的指向又は性自認により、法的に婚姻できない方については、制度対象と考えています。</p> <p>制度導入にあたっては、制度の詳細を説明した「利用の手引き」を作成し、広報・啓発を行ってまいります。</p>

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
6	2 定義	<p>定義の性的少数者の項目で「性自認」という言葉が使われていますが、国の「LGBT理解増進法」でも「性自認」という言葉は使われていません。この文言については理解増進法制定過程で激論が交わされて「性自認」という言葉がさけられ、「ジェンダーアイデンティティ」に落ち着きました。</p> <p>「性自認」の文言が入ることにより、「出生時に届けられた性と異なる者」という意味になり、男の体で在りながら、自分は女性だという人に女性として対さなければならなくなります。とすれば、上記のような人に女性風呂や、女性トイレ使用ということも認めなければならない社会になり、女性や子どもにとっては恐怖感が伴うと予想されます。結果として女性と子供への安全安心な社会が脅かされます。事実、トランスジェンダーを称した人物が事件を起こしている。国会の場では、当事者団体、女性団体等が「性自認」の文言をいれることには、声を大きくして反対した事実もあります。従って、「性自認」の文言は、最大限の注意を払う必要があり、拙速に同文言を入れるべきではないと思います。</p>	<p>本制度の構築にあたり、利用対象者を定義する必要があることから、同様の制度を導入している自治体の事例などを参考に検討し「性自認」という言葉を用いることといたしました。</p> <p>なお、本制度は、性別に基づくトイレ等の施設の利用基準、利用の在り方を変えるものではありません。また、犯罪行為については、本制度とは別の問題であり、容認されるものではありません。</p>
7	3 制度の基本設計	<p>宣誓対象者のうち、「(3) パートナーシップの宣誓のいずれの当事者も、現に婚姻をしておらず、かつ、当該パートナーシップの宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップ関係にないこと。」について、「ただし婚姻中の相手と同一の者と宣誓する場合を除く」との条件を付して欲しいと思います。</p> <p>私は戸籍上男性で女性配偶者がおり法律上婚姻関係にありますが、生活実態ならびに社会からの認知は女性として生活しています（性同一性障害者特例法上の非婚条件（法3条2号）を満たさないため戸籍上性別変更ができません）。</p> <p>この場合、法的には家族であるため病院入院時の付き添いや手術承諾、住宅賃貸の際などに問題が生じないように一見見えますが、そのためには生活実態や社会からの認識とは異なる戸籍上の性別を自ら開示する必要に迫られ、実質的にアウトティングとなり、ジェンダーアイデンティティの連続性・斉一性も損なわれ、著しい不利益を受けなければなりません。</p> <p>これを回避するために、「パートナーシップ宣誓制度」は有効に利用できると思いますが、「配偶者がいないこと」を要件とされると、利用することができません。「離婚してから制度を利用する」ということではそもそも本末転倒です。</p> <p>「素案」の当該条件は、民法732条の重婚禁止規定に準じているものと思いますが、同一人どうしであれば、重婚同様の事態にはならず、問題はないものと考えます。</p> <p>法律上の婚姻関係にあっても、その効果を享受するために、自らの人格における性別の開示をしなければならず、実質的に享受することができないため、パートナーシップ宣誓制度という代替制度を利用する希望がある者がいることを斟酌いただき、冒頭の一文の条件を付してくださいませう、要望いたします。</p>	<p>本制度は、法的に婚姻が認められていない同性カップルのほか、戸籍上の男女であっても、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じ、婚姻していない（できない）カップル等の生活上の不便の軽減など、当事者の暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的としています。</p> <p>現状において、当該カップルに対する行政サービス等の提供状況が、法律上婚姻関係にあるカップルに比べても、より限定されていることを踏まえて、現行法制度の範囲で本制度を実施することとしています。</p> <p>また、本制度は、二者が「互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」パートナーシップ関係にあると宣誓したことを証明するものであり、個人の性自認や性的指向を証明するものではありません。</p> <p>以上のことから、現に婚姻している場合は、宣誓の対象外とさせていただきます。</p>

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
8	3 制度の基本設計	<p>何故「二人」でなければ宣誓できないのでしょうか。ポリアモリーとよばれる複数愛の方々の可視化や、ポリアモリー当事者でなくても、身寄りのない独居高齢者が、病気や怪我、大規模災害時等何かあった時の為に、同じ境遇のご近所さんや仲間同士でパートナーシップを結ぶ活用の仕方は、若者の都市部流出、高齢化、無縁社会等の問題を抱える地方自治体においては重要な視点だと思います。それが、「多様な生き方を認め合うことができる社会」ではないのでしょうか。</p>	<p>本制度は、法的に婚姻が認められていない同性カップルのほか、戸籍上の男女であっても、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じ、婚姻していない（できない）カップル等の生活上の不便の軽減など、当事者の暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的としています。</p> <p>現状において、当該カップルに対する行政サービス等の提供状況が、事実婚関係にあるカップルに比べても、より限定されていることを踏まえて、本制度を実施することが必要であると考えております。</p> <p>対象者については、婚姻類似の仕組みとして「互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した一方又は双方が性的少数者である」二者としました。</p>
9	3 制度の基本設計	<p>今回はLGBTQ当事者のみだと思いますが、事実婚は含まれないのでしょうか。トランスジェンダーがGIDの条件を満たし戸籍を変更しても、経済的な問題や諸事情でパートナーと婚姻出来ない場合は、パートナーシップ宣誓制度導入を選択出来るようにしてはどうか。（選択肢を増やす）</p>	<p>本制度は、法的に婚姻が認められていない同性カップルのほか、戸籍上の男女であっても、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じ、婚姻していない（できない）カップル等の生活上の不便の軽減など、当事者の暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的としています。</p> <p>現状において、当該カップルに対する行政サービス等の提供状況が、事実婚関係にあるカップルに比べても、より限定されていることを踏まえて、本制度を実施することが必要であると考えております。</p>
10	3 制度の基本設計	<p>今回、県が導入を検討しているパートナーシップ制度は、「婚姻届が出せない、性的少数者の同性カップル」が対象になるのでしょうか。（具体例を以下の2例提示しています。）</p> <p>①性的少数者の定義には該当しない、シスジェンダーでヘテロセクシュアルの人で事実婚の方 ②性的少数者だが、婚姻届を利用できる方</p> <p>また、②の方の場合は、パートナーシップ制度の申請と婚姻届の併用は可能でしょうか。今回の概要、骨子案では記載がなかったので今回導入する制度ではどのように考えているか教えてください。（県民向けに広報してください。）</p> <p>もし、①や②が今回の制度に該当しない場合はファミリーシップ制度の導入に加えて段階的に検討を続けてもらえることをお願いします。</p>	<p>本制度は、「互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」二者のうち、婚姻していない（できない）カップル等を対象としていますので、戸籍上の男女であっても、一方又は双方が要綱上で定義する性的少数者に該当すれば、制度の対象となります。なお、現に婚姻している場合は制度の対象外となります。</p> <p>お示しいただいた具体例の場合、①は本制度の対象外です。②は現に婚姻していない場合は本制度の対象ですが、後に婚姻した場合は、要件を充たさなくなるため、届出が無効となり、受領証を返還していただく必要があります。</p> <p>本制度は、法的に婚姻が認められていない同性カップルのほか、戸籍上の男女であっても、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じ、婚姻していない（できない）カップル等の生活上の不便の軽減など、当事者の暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的としています。</p> <p>現状において、当該カップルに対する行政サービス等の提供状況が、事実婚関係にあるカップルに比べても、より限定されていることを踏まえて、本制度を実施することが必要であると考えております。</p>

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
11	3 制度の基本設計	<p>「一方又は双方が性的少数者である二者を対象とする。」という限定を削除し、双方が性的マイノリティでない二者も対象に含めるよう要望します。</p> <p>1. 性的マイノリティに限定することの問題点  (1) 性的マイノリティという証明は困難であり、またそれに該当する書類を準備したり、県の実務担当者がその適否を判断することは困難です。実際、この骨子案において、届出に際して、性的マイノリティであることに関する証明書類は求められていません。  (2) 対象を性的マイノリティのカップルに限定すると、民間サービス等で届出受領証を利用した際に、性的マイノリティ（のカップル）であるとわかってしまい、アウティングのリスクもあります。またそうでなくても、届出受領証を利用した民間サービス利用を躊躇することにもなりかねません。  (3) 「1 制度の目的」として「本県では、すべての人が性別や性的指向等に関係なく尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会の実現を目指」すと掲げられています。この点から、仕事や家庭その他の事情で事実婚を余儀なくしている戸籍上異性であるカップルに対してもこの制度の対象から除外するのではなく、同様に含めるべきです。  (4) 東京都では、現在のパートナーシップ宣誓制度は、少なくとも一方が性的マイノリティに限定しています。これに対して、都議会に対して「異性事実婚カップルも都のパートナーシップ制度の対象に加えてください」と陳情がなされ、9月に都議会で、小池百合子都知事が事実婚調査に乗り出すと答弁しました。</p>	<p>本制度は、法的に婚姻が認められていない同性カップルのほか、戸籍上の男女であっても、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じ、婚姻していない（できない）カップル等の生活上の不便の軽減など、当事者の暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的としています。</p> <p>県内において、事実婚関係にある当事者からの要望はなく、現状において、当該カップルに対する行政サービス等の提供状況が、男女の事実婚関係にあるカップルに比べても、より限定されていることを踏まえて、本制度を実施することが必要であると考えております。</p> <p>また、本制度を利用するかどうかは、個人が選択し、申請する仕組みとなっており、カミングアウトを強制するものではありません。</p>
12	4 手続きの方法等	<p>パートナーシップ宣誓制度導入は、和歌山県の当事者が心待ちにしていたことは、言うまでもありません。前向きに導入を検討していただき、本当にありがとうございます。ただ、今後は、「ファミリーシップ宣誓制度」が主流になってくると思われます。パートナーに子供がいた場合は、どのようになるのでしょうか。</p>	<p>一方の当事者に未成年の子がいる場合、園への送迎や緊急医療等、子育てに関する困りごとの軽減にもつなげる仕組みとするため、希望に応じて受領証の特記事項欄に「子の氏名」を記載することができるとしました。子の氏名等の記載があれば、共に暮らすパートナーも含めた関係性を説明しやすくなることを期待できると考えています。</p> <p>成人した子や子以外の家族、その他何らかの関係性がある場合については、それぞれ意思等を持ち戸籍やパートナーシップ宣誓書受領証なども活用して説明をすることができると考え、記載できる対象としないこととしました。</p>

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
13	4 手続きの方法等	今回、和歌山県でパートナーシップ制度導入に向けて取り組まれていることは、私たち、LGBTQ/セクシュアルマイノリティ当事者が和歌山で生きるための権利を保障しようと動いていることと考えており、大変嬉しく思っています。パートナーシップ制度の導入で終わりではなく、ファミリーシップ制度の検討を継続していく等、社会情勢に合わせた検討／実施を段階的に続けていくようにお願いします。	<p>一方の当事者に未成年の子がいる場合、園への送迎や緊急医療等、子育てに関する困りごとの軽減にもつなげる仕組みとするため、希望に応じて受領証の特記事項欄に「子の氏名」を記載することができるとなりました。子の氏名等の記載があれば、共に暮らすパートナーも含めた関係性を説明しやすくなることを期待できると考えています。</p> <p>成人した子や子以外の家族、その他何らかの関係性がある場合については、それぞれ意思等を持ち戸籍やパートナーシップ宣誓書受領証なども活用して説明をすることができると考え、記載できる対象としないこととしました。</p>
14	4 手続きの方法等	9月7日の朝日新聞によりますと「一方に未成年の子がいる場合、その子ともう一方のパートナーとの家族に相当する関係を証明することも出来る」とありましたので、「パートナーシップ制度」だけでなく「ファミリーシップ制度」創設も同時に実施してほしいと思います。	
15	4 手続きの方法等	骨子案で記載されている、受領証に「子」の氏名等も記載可能という項目はパートナーシップ制度に留まらず、ファミリーシップ制度に関する内容にもなります。今回のパートナーシップ制度導入に関してはファミリーシップ制度になることを想定して取り組もうとされていると捉えています。地方公共団体でもファミリーシップ制度、事実婚を含めた制度導入を進めている自治体がありますので、先行自治体を参考にしながら取り組みを続けてください。	<p>一方の当事者に未成年の子がいる場合、園への送迎や緊急医療等、子育てに関する困りごとの軽減にもつなげる仕組みとするため、希望に応じて受領証の特記事項欄に「子の氏名」を記載することができるとなりました。子の氏名等の記載があれば、共に暮らすパートナーも含めた関係性を説明しやすくなることを期待できると考えています。</p>
16	4 手続きの方法等	<p>現在提示されている「宣誓制度」の案は、その概要を拝読させていただくと、同性パートナーのみが対象となっています。しかし、昨今の動向を見ますと、同性パートナーだけでなく、その家族、例えば対象者どちらかの子どもも制度の対象としているファミリーシップ制度の実施が多くなっています。例えば、本県では那智勝浦町がファミリーシップ制度を実施し、最初に「宣誓制度」を実施した橋本市もこの10月1日からファミリーシップ制度の改めに行くようです。</p> <p>また、新宮市は、ファミリーシップ制度に加え、対象者を戸籍上の性別やSOGIEを問わないとし、いわゆる性的マイノリティとは限らず、異性間の事実婚も対象にするというウィングを更に広げた内容になっています。</p> <p>もし、原案のままの宣誓制度が実施されたとしますと、早晚、ファミリーシップ制度などに改定していくようになるのではという懸念もありますので、のような現状を鑑みられて、「宣誓制度」の対象の範囲を広げていただきたいと願っています。</p>	<p>成人した子や子以外の家族、その他何らかの関係性がある場合については、それぞれ意思等を持ち戸籍やパートナーシップ宣誓書受領証なども活用して説明をすることができると考え、記載できる対象としないこととしました。</p> <p>なお、本制度は、性的少数者の方々の生活上の不便を軽減することを目的としています。また、現状において、性的少数者等カップルに対する行政サービスの提供状況が、事実婚関係にあるカップルに比べても、より限定されることを踏まえて、本制度を実施することが必要であると考えています。</p>

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
17	4 手続きの方法等	パートナーシップ制度に関してWeb申請が第一優先になっていますが、Web申請だけでなく窓口申請もWeb申請と同列に選択できるようにしてください。窓口申請が県庁だけになると県民としても申請したくてもできないケースが出てきます。県内様々な地域の人々に活用してもらえるように振興局でも窓口申請ができるようにしてください。そのためには、行政職員向けの研修が必要になると考えています。一度の研修だけでなく、継続的な研修の機会の設定を検討してください。	本県においては、プライバシーの確保、宣誓する方の移動の負担軽減等を考慮し、可能な範囲で検討した結果、原則として郵送及びWeb会議システムを利用して行う方法を採用しました。 なお、本人確認をWeb会議システムで行うことが困難な場合には、本庁もしくは各振興局のうち、希望する場所を選択していただき、適切な場所において対面で実施する予定としております。 また、職員が適切な対応ができるよう、行政職員向け研修についても、引き続き実施したいと考えております。
18	4 手続きの方法等	手続き窓口について、「和歌山県環境生活部県民局青少年・男女共同参画課」とありましたが、和歌山県は南北に長いので、各振興局が窓口にならないのでしょうか、ネット申請のみで全て可能というわけにはいかないと思うので、その点も考慮いただければと思います。	
19	4 手続きの方法等	Web申請の際にMicrosoft teamsが使えない申請者のために、申請者が振興局に行って、振興局を通して行う方法ができるかどうか検討してください。	
20	4 手続きの方法等	Web申請のツールがMicrosoft teamsとのことですが、ホスト側になるアカウントは有料のアカウントでしょうか。無料版だと、画面共有ができない、60分で終了してしまうことになっています。Web申請の際には説明の際に画面共有することもあるでしょうし、60分を超える場合もあるかもしれませんので、ホスト側になるアカウントは有料のアカウントを活用してください。	ホスト側となる県で保有するMicrosoft teamsのアカウントについては、有料版となっています。
21	4 手続きの方法等	希望すれば受領証カードの表に日常的に使用している通称を記載できるとありました。通称名が記載してもらえる事は素晴らしいと思うので、そのことを大きく明記していただければと思います。	本県では、性別に違和感があり、戸籍上の氏名を使用することを苦痛に感じるなどのため、日常生活において通称名を使用している方への配慮として、知事が認める場合は、通称名を使用することができることとしました。 制度導入にあたっては、制度の詳細を説明した「利用の手引き」を作成し、広報・啓発を行ってまいります。

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
22	4 手続きの方法等	婚姻届は役所が土日祝日や夜間であっても開庁時間外に提出ができますが、パートナーシップ制度の場合では開庁時間に限定されるのでしょうか。国が定める婚姻届と自治体が定めるパートナーシップ制度で差が生じてしまうことになり、申請したくても申請できない障壁の1つになってしまおうと考えています。	事前調整のための電子申請は随時受け付けますが、電話による事前調整と本人確認の実施日については、県担当職員での対応となるため、県庁の開庁日の9時から17時45分までの間とさせていただきます。 なお、Web会議システム利用により、宣誓する方の移動の負担軽減を考慮しております。
23	4 手続きの方法等	制度自体に反対ですが、項目に不備があると思うので。「(5)宣誓書受領証の返還を要する場合 ア失効する場合」の要件に、「少なくとも一方が婚姻をしたとき」を項目に加えるべきです。届出要件からはずれません。	【運用時に反映】 ご指摘いただいたとおり、届出の要件を満たさなくなった場合は、受領証は失効することとなりますので、項目を見直します。
24	4 手続きの方法等	生計を同一とする未成年の子（当事者のいずれかの実子・養子の氏名及び生年月日）とありますが、実質、パートナー制度の範囲を超えて、ファミリー制度となっています。「未成年の子」を付記する合理的な理由が分かりません。付記することが子供の福祉につながるか疑問です。子の付記ははいらなないと思います。子どもにとって「出自」は非常に重要で、成長と共にそれに対して苦悩する子どもが多くなります。故に子どもにとって本当の福祉とは何かを考えてほしい。	一方の当事者に未成年の子がいる場合、園への送迎や緊急医療等、子育てに関する困りごとの軽減にもつなげる仕組みとするため、希望に応じて受領証の特記事項欄に「子の氏名」を記載することができることとしました。子の氏名等の記載があれば、共に暮らすパートナーも含めた関係性を説明しやすくなることを期待できると考えています。 また、記載された子が、満15歳に達した日以後、自ら削除を申し立てることができるようにしています。
25	4 手続きの方法等	「(3) 宣誓書受領証の交付」について (1) 子どもが3人以上いる場合もあるので、その場合も柔軟に1枚に掲載して対応いただくのがよいのではないのでしょうか。	記入欄については、個別のケースに応じて対応します。
26	4 手続きの方法等	「(4) 宣誓書受領証等に関する申立、再発行等」について 住宅ローン（ペアローンなど）の利用審査等で、パートナーである期間の証明を求められる可能性もあるので、「受領証」等の再発行の場合にも、最初の届出年月日を（も）記載してください。	受領証の最初の交付年月日については、再発行時にも記載します。再発行日は受領証の裏面の特記事項欄に記載します。



番号	項目		ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
27	4	手続きの方法等	パートナーシップ制度の宣誓者の一方が死亡したときに受領証を返還しなければならないと規定されていますが、根拠や理由はありますでしょうか。返還するという事は互いの絆を断つ行為と考えることができるかと捉えています。返還せずに受領証を持ち続けたい人がいれば認めるように検討してください。	
28	4	手続きの方法等	「(5) 宣誓書受領証の返還を要する場合」についてパートナーの死亡に伴う生命保険金給付申請など、パートナーの死後もパートナー関係であったことの証明書が必要となる場合もあります。また死別したパートナーとの思い出の品として保存したい場合もあるでしょう。そうしたケースにも対応できるよう、希望者には提出後に無効の穴あけ扱いをした上で、返却してください。(例：金沢市パートナーシップ制度では、希望者には、パスポート同様、無効(VOID)穿孔をして返却する規程になっています。) 上のようなケースへの対応も含め、県はそれぞれのパートナーシップが死亡や解消等で無効となったのちも、関係書類・情報を戸籍の除籍簿に準じて長期間(少なくとも50年以上)保存してください。	【運用時に反映】 失効した受領証については、不正利用等を防止するため、返還していただくこととしていますが、宣誓者の一方が死亡した場合については、希望する場合は、返還を不要とする規程を設けることを検討します。
29	5	本制度に対応する行政サービスの提供等	県がパートナーシップ宣誓制度を導入したからと言って、他の市町村が導入しないとはならないようにしてほしい。 市町村が導入することによって、行政も真剣に勉強したり、地域社会の理解も進むと思われる。何より、地元当事者が自分の居住地域に認めてもらえるとう安心感が増す。居住地域の理解が進まないと、災害時に避難所などに入れず命を落とすことも考えられる。県がリードして、他の市町村にも導入を働きかけてもらいたい。	
30	5	本制度に対応する行政サービスの提供等	パートナーシップ制度を県として導入するということは市町村に対して指針を示しているものと捉えています。市町村がパートナーシップ制度等のLGBTQに関する施策について取り組む際は県の取り組みを参考にしてもらえるように協働してください。	県が交付する受領証により、市町村行政サービスでの利用が可能となるよう、市町村との調整を図ってまいります。また、県の制度導入をきっかけとして、今後独自で制度を導入する市町村が増えることも期待されます。住民により近い市町村が積極的に理解促進に取り組むことが重要であると認識しており、市町村との連携を密にしながら、本制度の運用に取り組んでまいります。

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
31	5 本制度に対応する行政サービスの提供等	パートナーシップ宣誓制度を導入したからといって、それで終わりでないことを理解してください。制度を導入している他府県でも「同性パートナーと住む」と不動産屋に伝えると断られたり、保険の受取人をパートナーに変更しようと連絡すると「出来ません」と断られたり。法的な効力は無いのは理解しているが、行政がパートナーシップ宣誓制度を導入して終わりというのが残念。という意見も聞きます。全ての企業が協力してくれるのは無理だと思っていますが、企業の理解が進まないと、和歌山で仕事ができない→生活できない→和歌山を出て他県に移り住む。という構図が出来上がっています。これに歯止めをかけるには、企業の理解が必須になってきます。積極的な企業への働きかけを心よりお願いしたい。	今後市町村や民間企業等に対して協力依頼を行い、本制度で交付する受領証を提示することで利用できるサービスの拡充を図ってまいります。利用できるサービスについては、県ホームページに掲載します。
32	5 本制度に対応する行政サービスの提供等	法令等の範囲内において、県営住宅の入居などとなりましたが、世田谷区の行政サービスを見ても34ものサービス内容が記載されていました。そこまでは無理としても、もう少し、具体的なサービス内容を列記してもらった方が、ご本人たちだけでなく、今後制度導入をしてくれる県内市町村としても参考になるのではと期待しています。	今後市町村や民間企業等に対して協力依頼を行い、本制度で交付する受領証を提示することで利用できるサービスの拡充を図ってまいります。利用できるサービスについては、県ホームページに掲載します。
33	5 本制度に対応する行政サービスの提供等	制度の趣旨・目的の中に「これまでも県の行政サービス・制度における、性的少数者の方々の不利益や不都合な取り扱いを解消してきたところであるが、性の多様性に関する法律制定等社会情勢に鑑み、その取扱いを明確にするため、本制度を導入する。」とありますが、これまで通りの方法でよろしいと思います。たとえば、県営住宅への入居、県立病院における親族・家族等の対応はそれぞれの機関ごとに条件を決めれば済む話です。内縁夫婦関係ですらこのような制度はないのに、なぜわざわざ宣誓をする必要があるのか分かりません。	県営住宅の入居など県の行政サービスについては、既に法律婚とパートナーシップ関係にある二者を同様の取り扱いとしています。また、民間サービスについても、既に利用可能なサービスもありますが、本制度により交付する受領証を提示することでよりスムーズにサービスを受けることが期待できます。現状において、性的少数者等カップルに対する行政サービスの提供状況が、事実婚関係にあるカップルに比べても、より限定されることを踏まえて、本制度を実施することが必要であると考えています。
34	5 本制度に対応する行政サービスの提供等	骨子案には夫婦同等のサービスを受けられるようにとありますが、夫婦や家族には権利に伴い法令で義務が発生しています。結婚も離婚も子育てにもそれぞれ義務が発生した上でそのサービスを受けているはずで、パートナーシップ制度の骨子案を見るかぎり、その義務の部分の説明はなされていないように思います。とくに未成年の子供を含めるとありますが、その養育の義務についてはどうなるのでしょうか。制度の先に得られる権利とそれを得るために果たすべき義務に対して提示し理解を得てからすすめていただきたいです。	本制度は、法的に婚姻が認められていない同性カップルのほか、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じられる当事者カップル等のパートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者の方が暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的としたものであり、婚姻制度とは別のものです。なお、「未成年の子」とは、宣誓者のうちいずれかに親権が及んでいる場合を想定しています。園への送迎や緊急医療等、子育てに関する困りごとの軽減にもつなげる仕組みとするため、希望に応じて受領証の特記事項欄に「子の氏名」を記載することができることとしています。

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
35	5 本制度に対応する行政サービスの提供等	「県営住宅における入居」とありますが、県営等の公営住宅の親族同居要件は2012年に廃止済みであり、地方分権で入居要件は自治体の裁量となっているはずで、新たな制度を作らずとも、入居要件の緩和で対応可能ということです。親族同居要件の本来の主旨は、対象から健康な若年単身者などを除き、子育て世帯や真に困窮する世帯に賃貸するためのはずです。同性カップルを公営住宅に優先的に入居させるようなことはあってはならないと思います。	本県では、従来からパートナーシップ関係にある方の県営住宅の入居や県立病院における面会・病状説明については法律上婚姻関係にあるカップルと同様の取り扱いとすることとします。 本制度により交付する受領証の提示により、提出書類や関係性の説明などを簡素化し、よりスムーズにサービスの提供を受けられることとなります。 また、同性カップルを最優先で公営住宅に入居させるものではなく、あくまでも法律婚や事実婚関係にあるカップルと同様に扱うものです。
36	5 本制度に対応する行政サービスの提供等	「県立病院における面会・病状説明等」とありますが、そもそも公立病院における面会・病状説明等を受けられる人は、厚労省のガイダンスによれば「親族およびこれに準ずる者」とあり、本人の同意があれば親しい友人など親族以外でも可能となっている。「医療の意思表示書」の作成、「緊急連絡先カード」携行などで万が一の時にも対応できるのではないかと。わざわざ条例や制度を作る必要はないと思う。 また同性パートナーを生命保険の受取人問題等があげられることがあるが、既に、同性パートナーを受取人に指定できると発表した保険会社もある。そもそも民間企業のサービスであり、対象範囲は企業の判断に任せざるべきだ。 骨子案5.において民間事業者にも働きかけていく。とありますが、事業の都合からそれに同調できない事業者・個人、又は事業者・個人の信条から同調できないという場合、その業者・個人が逆差別・糾弾されるような事があってはなりません。その担保が成されない限り制定はすべきではありません。	本県では、従来からパートナーシップ関係にある方の県営住宅の入居や県立病院における面会・病状説明については法律上婚姻関係にあるカップルと同様の取り扱いとすることとします。 本制度により交付する受領証の提示により、提出書類や関係性の説明などを簡素化し、よりスムーズにサービスの提供を受けられることとなります。 また、民間のサービスについても、同様に、よりスムーズにサービスを受けられることが期待できます。 なお、民間事業者に対しては、制度の趣旨をご理解いただく旨働きかけてまいります。協力依頼であり、強制するものではありません。
37	5 本制度に対応する行政サービスの提供等	・県立病院だけでなく、県内の医療機関（特に公立）にも協力要請し、対象にすると県内各地でも安心です。 里親の認定登録にも活用できることも明記すると社会的養護の推進にもつながりよいのではないのでしょうか（東京都等に事例あり）。 ・県内市町村と連携し、次の点についても、支援施策として推進してください。 (1) 公営霊園の利用申し込み (2) 住民票の続柄の「縁故者」記載について パートナーシップ申請届出者のうち希望者は、住民票の続柄を「縁故者」にできるようにしてください。	県が交付する受領証により、市町村行政サービスでの利用が可能となるよう、市町村との調整を図ってまいります。 住民により近い市町村が積極的に理解促進に取り組むことが重要であると認識しており、市町村との連携を密にししながら、本制度の運用に取り組んでまいります。
38	5 本制度に対応する行政サービスの提供等	県職員（警察官や教員も含む）への施策として、(1) 慶弔休暇、扶養手当、育児休業、(2) 配偶者同行休業の適用、等も含め明記すると外郭団体や民間の取組を促すことにもなり、望ましいです。	県職員（知事部局及び教育委員会）に対する県制度においては、従来から休暇、各種手当、その他福利厚生について、パートナーシップ関係にあるカップルを法律婚関係にあるカップル同様に取扱うこととしています。 これらについては、制度利用先一覧に記載することとします。

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
39	- 制度全般	<p>今回の条例案には反対です。 議事録等公開されず、県民がまず経緯がわかりません。 LGBTの方以外の誰かにとって都合の良い条例にならないか不安です。 骨子案4の(5)イに不正利用について記載されていますが、知事が認める以外にも不正利用があるかもしれません。議事録が公開されておられませんのでわかりかねますが、議論はされているのでしょうか。この流行りが同性婚への法制化等へつながらないか不安です。 LGBT関連については日本は世界と逆行しており、5月の法案もたいした議論もなく可決されました。 日本の、和歌山の未来にかかわることを人権だ、マイノリティだと少数派を守るために多数派をないがしろにすることは理解できません。子々孫々が困らないようによく議論していただきたく思います。</p>	<p>本骨子案の作成にあたっては、同様の制度を導入している自治体の事例や当事者のご意見を参考にしました。 不正利用については、届出時の本人確認や要件確認を厳格に行うことで、なりすまし等の悪用を防止します。 本制度は、法的に婚姻が認められていない同性カップルのほか、戸籍上の男女であっても、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じ、婚姻していない（できない）カップル等の生活上の不便の軽減など、当事者の暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的としています。すべての人が性別や性的指向等に関係なく尊重され、誰もが多様な生き方を認め合うことができる社会の実現にむけて、本制度の運用に取り組んでまいります。 なお、本制度は、県民に何等かの義務を課したり、権利を制限するものではないことから、条例ではなく、行政の手続きを定める要綱を根拠とする予定です。</p>
40	- 制度全般	<p>制度の制定に全面的に賛同いたします。自分は異性愛者、いわゆるヘテロの男性ですが、愛する人の性別が同性だからという理由だけで差別されるようなことがあってはならないと思っています。異性愛者や同性愛者といった区別の前に、ひとりひとりの人間であることを何より重視すべきです。 今回の制定理由が「憲法に基づく幸福の追求」であると知り、それがとても素晴らしいものだと感じました。人間が幸せな生活を送ろうとするのは誰であろうと何であろうとも侵すことのできない権利です。ぜひこの制度を実現させてほしいです。</p>	
41	- 制度全般	<p>埼玉県に住む、LGBTQ当事者です。 制度に賛同致します。 「パートナーシップ制度」は、LGBTQ(性的少数者)当事者にとって、心強いものだと思います。異なる地域からの意見になりますが、是非制度を成立させていただきたく思いメールを送らせていただきました。</p>	<p>すべての人が性別や性的指向等に関係なく尊重され、誰もが多様な生き方を認め合うことができる社会の実現にむけて、本制度の運用に取り組んでまいります。</p>
42	- 制度全般	<p>今回、県でパートナーシップ制度が導入されることで、私自身が和歌山で生きていくのは良いことなんだという気持ちを持つことができるようになりました。以前は、いない者扱いをされる、奇異な目で見られる、特別に何かをしてあげないといけない存在として考えられることが多く、和歌山で生きるのを否定されているような感覚になっていました。県として前向きな姿勢を持ってくれているんだなと思っていますが、県民では意見は様々あるなかで、いない者扱いをされる、奇異な目で見られる、特別に何かをしてあげないといけない存在として考えられることがまだまだあります。継続して取り組むなかで、県民のみなさんが知る機会を持てるように取り組んでもらえたら幸いです。</p>	

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
43	-	制度全般 憲法で謳われている『基本的人権の尊重』により近づけるためにも、和歌山県としてパートナーシップ宣誓制度を導入されることに大きな意義を感じるとともに、強く賛同します。この制度がしっかりと和歌山に浸透し実効性のあるものにし、どの人も暮らしやすい和歌山になっていくよう、引き続き和歌山県民一人ひとり、また学校や企業等への啓発も並行して行っていただきたいと思います。	すべての人が性別や性的指向等に関係なく尊重され、誰もが多様な生き方を認め合うことができる社会の実現にむけて、本制度の運用に取り組んでまいります。
44	-	制度全般 「パートナーシップ宣誓制度」を和歌山県として創設することは、大変有意義です。先行自治体の事例等もふまえ、多様な人々にできるだけ広く適用し、未成年の子もカバーできる制度にしていることも、望ましいあり方と思います。	
45	-	制度全般 今回、パートナーシップ制度の導入にあたり、窓口になっているのが男女共同参画課です。男女共同参画課なので、LGBTQ/セクシュアルマイノリティに限定せず、SOGIESC/性の多様性に関して取り組むという意味ではダイバーシティ推進の一環として考えることができると認識しています。ただ、「男女共同参画」の名前は「男性」と「女性」という性別二元論の範囲だけになるのではないかと、LGBTQ/セクシュアルマイノリティは男女共同参画課であるのは違うのではないかと、という認識を持たれている県民の方の声をきくことができました。パートナーシップ制度について、LGBTQ/セクシュアルマイノリティに関して、人権関係の部署であるのか、男女共同参画の部署であるのか地域によって様々ですが、男女共同参画課が窓口になっている理由を教えてください。	国の第5次男女共同参画基本計画の基本方針では、「男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関する事等も含め、幅広く多様な人々を包摂し…」と記載されています。性的少数者支援は男女共同参画の取組と関連性が高いことから、県では、令和4年3月に策定した男女共同参画基本計画において、「困難な状況にある人々への支援」という項目を立て、当該取組を行っています。
46	-	制度全般 同性婚は、婚姻制度を形骸化し、伝統的日本の家族制度を根底から揺るがし、何でもありの無秩序な社会を生み出し、最終的には日本を滅ぼしてしまうことになるので、反対です。個人的趣味として行うのは仕方ないけれど、それを制度的にサポートするのは反対です。「性の多様性」と言いますが、性には、男性と女性しかありません。それ以外にはありません。問題の多いLGBT法案を踏襲した上での制度だと思いますが、幼児からの過激性教育を実施したり、女性を自認するという男性が女子トイレに入ったり女子風呂に入っても咎められなくなりますので、この法案を踏襲したパートナーシップ宣誓制度には反対です。制度化するならば、県民にもっとわかりやすく周知すべきです。そしてメリットとデメリットを周知しなければなりません。このような制度を作ることにより、同性婚等を県が奨励しているかのような印象を受けてしまいますが、性的少数者以外の大多数の県民に悪影響を与えないと保証できますか？	本制度は婚姻制度とは別のものであり、法的効果を発生させるものではありません。また、性別に基づくトイレ等の施設の利用基準、利用の在り方を変えるものでもありません。本制度は、法的に婚姻が認められていない同性カップルのほか、戸籍上の男女であっておも、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じ、婚姻していない（できない）カップル等の生活上の不便の軽減など、当事者の暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的としています。県では県民の皆様の理解を推進することを通じ、すべての人が性別や性的指向等に関係なく尊重され、誰もが多様な生き方を認め合うことができる社会を実現することが重要と考えています。

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
47	-	<p>パートナーシップ制度について反対です。  少数派の方たちを尊重する事は大切ですが、深く考えてパートナーシップ制度により家族の在り方、親だけの判断で生まれてきた子供のアイデンティティの問題や子供がどんな気持ちで成長するか。  本来は男性と女性しか子供は産まれないのに 同性婚を認める事で倫理問題 色々な問題が生じると思います。  本当の家族形態が崩れる事になると思います。本来あるべき形を尊重すべきであり 少数派を過大尊重する事は将来社会を確立する子供達の未来の為に間違っていると思います。断固、反対です。</p>	<p>県では県民の皆様の理解を推進することを通じ、すべての人が性別や性的指向等に関係なく尊重され、誰もが多様な生き方を認め合うことができる社会を実現することが重要と考えています。</p>
48	-	<p>和歌山県パートナーシップ宣誓制度は必要ありません。こんなもののために県民の血税を使わないでください。もちろん、当事者さんたちは色々な面で苦勞されているということはよくわかります。しかし、こういう見方が広がると、逆差別や、様々な副作用が出てくると思います。さらに、行政のサービス等については現行の法律で十分対応可能だと思います。即刻廃案にしてください。</p>	
49	-	<p>これらの制定は未来のこれからの世代の為に作られるものだと思いますが、同性愛者というのは性的指向だと理解しています。その上でこの制定のように同性愛者も含めた形で制定を出すということは、子供たちの人権教育をする際に性的指向についても教育することになるのではと不安です。先日性犯罪を抑止するために16才未満との性行為は違法になったようですが、実際、性への正しい判断ができるのはある程度年齢がいかないと難しいと考えます。こういった性的嗜好については子供の情操が十分に育ち責任を持てるようになってから知って欲しいというのが1人の親としての思いです。性同一性障害や同性愛者の方の人権を守ることはとても大切ですが、それを奨励したり積極的に推し進めることはその他の人権に関わりますので慎重に議論して欲しいと思います。</p>	<p>県では県民の皆様の理解を推進することを通じ、すべての人が性別や性的指向等に関係なく尊重され、誰もが多様な生き方を認め合うことができる社会を実現することが重要と考えています。  また、本制度は、パートナーシップ関係にあるカップルを優遇するものではなく、法律婚や事実婚関係にあるカップルと同様に、様々なサービスの提供を受けられるよう導入するものです。</p>

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
50	- 制度全般	<p>少数者の人権を守る等の耳障りのいい名目で、予算や人員が配置されてしまうことである。居心地のいい制度によって生活を支える人ができてしまうと、これを解体することは極めて困難である。制度によって生活を支える人可以であるということは、県民が収めた税金が彼らのために使われるということである。先に述べたように、通常の男女の関係であっても、難しいのは当たり前である。皆それぞれ荒波を乗り越えているのに、少数者だけ優遇されるのはおかしいのではないか。</p> <p>さらに言えば、そのようにして生活を支えることに慣れ親しんだ人の周りには、おそらく同じ方法で生活を支えようとする人が出てくることであろう。そうすると「少数者」の数が増えていく可能性がある。県は、少数者を守りながらも、あくまでも通常の性的関係は男女の間で持たれるべきであるとの姿勢を崩すべきではない。そうでなければ、社会は崩壊してしまうことであろう。</p> <p>この地球に生を受けた人間は皆父親と母親から生まれているという事実を忘れてはいけない。男女が結び合い、家庭を持つことによって、人は育まれるのだということを忘れてはならない。</p>	<p>県では県民の皆様の理解を推進することを通じ、すべての人が性別や性的指向等に関係なく尊重され、誰もが多様な生き方を認め合うことができる社会を実現することが重要と考えています。</p> <p>また、本制度は、パートナーシップ関係にあるカップルを優遇するものではなく、法律婚や事実婚関係にあるカップルと同様に、様々なサービスの提供を受けられるよう導入するものです。</p>
51	- 制度全般	<p>LGBTQを含めて性的少数者の権利を云々するにはもう少し丁寧で慎重な議論が必要で有ると思います。</p> <p>性に関しては生物学的な観点、医学的な観点が不可欠で、個人の性的嗜好を権利として規定するには時期尚早であると思います。</p> <p>少数の意見を通すために多くのサイレントマジョリティが不利益を被る事があれば本末転倒ではないでしょうか？</p> <p>東京で性別に関係なく共同で利用できるトイレを先駆けて導入しましたが、大変不評だった事を御存知でしょうか？</p> <p>和歌山県として他の自治体に遅れを取らないために、最初から導入ありきで形式的に意見を聞きましたというのはいかなる物でしょうか？</p> <p>殆どこのことを知らない県民が多いと思いますので、早急な導入には反対です。</p>	<p>県では県民の皆様の理解を推進することを通じ、すべての人が性別や性的指向等に関係なく尊重され、誰もが多様な生き方を認め合うことができる社会を実現することが重要と考えています。</p>
52	- 制度全般	<p>性的マイノリティーに対して基本的人権は守られるべきと考えますが、このパートナーシップ宣誓制度には反対いたします。この制度は「同性婚合法化」につながる可能性があります。憲法第24条では結婚は「男女」以外は認めていません。違憲な制度を県が推し進めることには反対です。好きな人であれば誰でもパートナーになれるということになれば社会の根幹である婚姻制度が揺るぎかねません。県は国や社会のあり方、伝統的な家庭観、家族制度の崩壊につながるような制度を拙速に制定すべきではありません。</p>	<p>本制度は、法的に婚姻が認められていない同性カップルのほか、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じられる当事者カップル等のパートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者の方が暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的としたものであり、婚姻制度とは別のものです。</p> <p>法律による婚姻制度については、国民の様々な意見を踏まえて議論、検討されるものと考えております。</p>

番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
53	- 制度全般	<p>本制度によって、性的少数者の特定を図ろうとするものと思われるが、そのような人を特定することによって、新たな利権（受益者、行政サービスを提供する者、行政サービスのための外郭団体、補助金等）が発生すると懸念される。また、このような利権が発生することによって、性的少数者になることへの奨励に繋がるのではないかと懸念もある。</p> <p>そもそも性の問題はプライバシーに関わることであり、そこに行政が立ち入り、社会の表舞台に乗ること自体不適切であると考え。男女の関係であったとしても何がノーマルで何がそうでないのか、どうしてそんな人を好きになったのか、第三者が口を挟むことが憚られることもしばしばある。問題を抱えているのは性的少数者だけではないのである。問題を抱えながらも、それぞれを乗り越え、相手や社会との折り合いを付けていくのが人生ではないのか。そこに行政が立ち入って面倒を見るというのは、人を子ども扱いしているに等しいと思える。少数者に手を差し伸べているようで、実のところは彼らの自立を阻害し、ひいては尊厳を傷つけているのではないか。</p>	<p>本制度の導入によって、外郭団体等に対する補助金等が発生するということはありません。</p> <p>また、本制度はカミングアウトを強制するものではなく、お二人の意思に基づいて宣誓を行っていただくものです。</p> <p>また、利用しない人たちに何らの効力を及ぼすものではありません。</p>
54	- 制度全般	<p>パートナーシップ宣誓制度に反対いたします。</p> <p>同姓のパートナーを正式に許可することは、家庭崩壊と少子化を加速させると懸念します。</p> <p>もっと、県民の声を聞くべきではないでしょうか。</p> <p>そのメリット、デメリットをもっと県民にとうべきなのではないでしょうか。</p>	<p>性自認や性的指向、子を持つか持たないかなどは、個人の尊厳と人権に関わるものです。県では県民の皆様の理解を推進することを通じ、すべての人が性別や性的指向等に関係なく尊重され、誰もが多様な生き方を認め合うことができる社会を実現することが重要と考えています。</p> <p>なお、本制度は、利用しない人たちに何らの効力を及ぼすものではありません。</p>
55	- 制度全般	<p>反対します。この制度がないことでどれだけの人困るか、何か統計など根拠はありますか？科学的な根拠無しに条例を制定するのは納得できません。</p>	<p>本骨子案の作成にあたっては、同様の制度を導入している自治体の事例や当事者のご意見を参考にしました。</p> <p>具体的には、医療機関において、同居しているパートナーが入院した際に面会ができなかった事や、周囲の無理解による差別・偏見に苦しんでいるという当事者の声を多く伺いました。また、パートナーシップ宣誓制度の導入を求める声も多くいただきました。本制度の運用・周知を通じて、県民の理解を推進してまいりたいと考えています。</p>
56	- 制度全般	<p>「宣誓制度」の実施に伴って、県民への啓発と教育を推進していただきたい。制度自体だけにとどまらず、性的マイノリティを包括した性の多様性を理解するための教育と啓発を県の事業として進めていただきたいのです。特に、学教教育の場で、「宣誓制度」が実施されたことを教材にして、性の多様性に関する学習に取り組んでいただきたいと願います。それは、本年6月に国が制した「性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律」（以下、「理解増進法」と称する）を具体化していくことにも繋がると考えます。</p>	<p>本制度を導入することで、県民の人権に対する意識を高め、和歌山県からあらゆる差別をなくしていく運動を盛り上げていくとともに、本制度の運用・周知を通じて、県民の理解を促進したいと考えています。引き続き様々な施策に取り組んでまいります。</p>



番号	項目	ご意見の概要	御意見に対する県の考え方
57	- 制度全般	<p>私はこの「和歌山パートナーシップ宣誓制度（案）」には反対です。この制度がないことでどれだけの人困ることがあるのか統計はでているのでしょうか？</p> <p>根拠なしに制定することはやめていただきたいです。もちろん男性と女性は平等です。</p> <p>男性と女性の性差によって労働やその他の権利等において差別はあってはならないし男女平等でなければならないと思っています。だからと言ってなにもかも同じにしないでほしいとい考え方には賛成できません。</p> <p>最近のLGBTに関する運動にも目に余るものがあります。反対意見を言おうものなら時代遅れだ、差別だと糾弾されるので異議を唱えられない雰囲気になり議会でもしっかり議論することなくこのような内容を決めてしまおうとしているのではないのでしょうか。どうぞしっかりと良識ある県民の声に耳を傾け、正しい判断をお願いいたします。</p>	<p>本骨子案の作成にあたっては、同様の制度を導入している自治体の事例や当事者のご意見を参考にしました。</p> <p>具体的には、医療機関において、同居しているパートナーが入院した際に面会ができなかった事や、周囲の無理解による差別・偏見に苦しんでいるという当事者の声を多く伺いました。また、パートナーシップ宣誓制度の導入を求める声も多くいただきました。本制度の運用・周知を通じて、県民の理解を推進してまいりたいと考えています。</p> <p>なお、本制度は、県民に何等かの義務を課したり、権利を制限するものではないことから、条例ではなく、行政の手続きを定める要綱を根拠としました。委員会等の場において、県議会のご理解を得ながら進めてまいります。</p>

※上記のほか、匿名等でいただいた御意見についても内容を確認しています。